

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要について

1 趣旨

- (1) 本年6月、食品循環資源の再生利用等を促進するため、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者に対して食品廃棄物等の発生量等に関する定期の報告（以下「定期報告」という。）を義務付けること等を内容とする食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第83号。以下「一部改正法」という。）が平成19年6月13日に公布されたところである。
- (2) 本政令案は、一部改正法の施行に伴い、定期報告の受理等に関する主務大臣の権限の地方支分部局の長への委任について定めるほか、食品循環資源の再生利用として認められる製品（以下「再生利用製品」という。）として規定する製品を追加する等の所要の措置を講じるものである。

2 改正の内容

- (1) 再生利用製品として規定する製品の追加（改正後施行令第2条関係）
再生利用製品として食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成13年政令第176号）において規定する製品について、同施行令の制定後の情勢の変化等を踏まえ、
- ・炭化して製造される燃料及び還元剤
 - ・エタノール
- を追加することとする。
- (2) 食品廃棄物等多量発生事業者に係る食品廃棄物等の発生量の要件の改正（改正後施行令第4条関係）
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「法」という。）において、定期報告制度等の対象となる事業者について、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量が政令で定める要件に該当するものとされているところ、当該要件について、報告を行う年度の前年度において生じた食品廃棄物等の発生量が100トン以上であることとする。
- (3) 定期報告の受理に関する主務大臣の権限の委任（改正後施行令第7条関係）
法においては、法に規定する主務大臣の権限について、政令で定めるところにより地方支分部局の長に委任することができることとされているところ、一部改正法により導入された定期報告の受理に関する主務大臣の権限について、地方支分部局の長に委任することとする。
- (4) 厚生労働大臣の権限の委任（改正後施行令第7条第4項関係）
法に規定する厚生労働大臣の権限について、これまで地方支分部局の長への委任は行われていないところ、一部改正法による定期報告制度の導入等を踏まえ、事務の効率的な遂行等を図る観点から、地方支分部局の長たる地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する四国4県の区域にあっては四国厚生支局長）に委任することとする。

3 施行期日

一部改正法の施行の日（平成19年12月1日）